

入札条件および指示事項（業務委託編）

第1章 入札条件

1 入札心得

入札参加者は、入札公告、設計図書及び業務委託現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、下記事項に留意して入札しなければならない。

- (1) 入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、設計図書、入札用業務費内訳書及び現場を熟知し、業務期間、業務委託内容等を確認のうえ見積り、入札すること。
また、設計図書等に疑義がある場合には、指定された期日までに学校支援課に質問を行うこと。
- (5) 入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン）を使用しないこと。

2 入札に関する質問

入札参加者は、設計図書等に疑義がある場合には、以下のとおりとする。

(1) 異議の申し立て

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、発注者に説明を求めることができる。ただし、入札後（積算内容確認期間を設定した場合は、当該確認期間終了後）に設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 質問の方法及び受付期間

入札公告等に掲げる期間に、質問書を学校支援課へ入札公告等で指定した方法により提出すること。

(3) 回答の方法

後日速やかに、入札参加者全員に提示する。

3 入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約保証金

落札者は、業務委託説明書において契約保証金を「納付」とした場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の納付に代えて、落札者は、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の業者を保証人として立てることができる。

5 管理技術者および照査技術者等

(1) 管理技術者

ア：受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

イ：管理技術者は、仕様書等に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。

ウ：管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

(2) 照査技術者

ア：受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

イ：照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。

ウ：照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

第2章 指示事項

1 施工管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す仕様書等を適用する。

- ・ 山口県業務委託共通仕様書(令和元年10月(令和6年10月一部改正))
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、業務委託条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法令の遵守

受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

4 産業廃棄物

施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

5 市内産資材並びに市内代理店等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」 in 市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達に当たり、市内産資材（市内工場で製造した製品）並びに、市内代理店等から購入することを優先すること。

6 市内企業の下請活用

受注者は、下請負人を必要とする業務委託については、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」 in 市役所の趣旨を踏まえ、市内業者を優先して活用すること。

7 テクリスの登録

受注者は、請負代金額100万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、発注者の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を発注者に提示すること。なお、提示の期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提示期限は、契約締結後、15日以内（土日・祝日を除く）とする。
- ② 完了時登録データの提示期限は、業務完了後、15日以内（土日・祝日を除く）とする。
- ③ 変更時登録データの提示期限は、変更があった日から、15日以内（土日・祝日を除く）とする。

なお、変更登録は、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更が生じた場合行うもの

する。

8 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、請負代金額100万円以上の場合、業務完了後、10日以内（土日・祝日を除く）に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを発注者に提出すること。

9 暴力団等の排除

(1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後に判明した場合は、「下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」別紙1 工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、指名停止措置を行うことがある。

(2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

(4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の業務委託契約書により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

10 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、本市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取組には受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務管理や業務の実施などに当たり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

(1) 環境法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。

(2) 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、事故内容（原因、経過、被害等）は、速やかに報告書として提出すること。

(3) 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、苦情内容（苦情者、原因、経過等）

は、速やかに報告書として提出すること。

(4) 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- ア 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- イ 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- ウ 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- エ 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- オ 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- カ リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- キ 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- ク 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。